

○石川課長

それでは、お時間になりましたので、ただいまから、第62回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

私、本日付で前任の永山に代わりまして政策評価広報課長に着任しました石川と申します。委員の皆様の御指導の下、内閣府の政策評価業務に邁進してまいりたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

本日の開催方式は、オンラインシステムを活用しての開催となっております。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただければ幸いです。

また、本懇談会は、開催規程に基づきまして、公開により進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議事の進行を白石座長をお願いいたします。

○白石座長

皆様、本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、「令和3年度から令和7年度までの実施施策に係る政策評価書（地域経済活性化、交通安全、男女共同参画、科学技術・イノベーション）（案）について」でございます。

本日ですが、これら4施策について各部局から御説明をいただきまして、それを踏まえて自由闊達に御議論いただきたいと思います。

時間配分ですけれども、1つの施策につき説明が7分、質疑応答13分、合計20分をお願いしたいと思います。

なお、各担当より御説明をいただくのですが、最後の科学技術・イノベーション担当が御都合により15時からの御出席となりますので、3番目の男女共同参画が終わり、もし時間が空いておりましたら、一旦休憩とさせていただきますと思います。

それでは、1つ目ですね。地域経済活性化担当より御説明をお願いいたします。

○熊崎企画官

地域経済活性化支援機構担当室の熊崎です。

お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

我々、地域経済活性化支援機構担当室のほうで所管しております地域経済活性化支援機構、以下REVICとさせていただきますが、このREVICを通じて実施している地域経済活性化に関する施策の推進に関する事後評価につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料は今回の本体資料の1ページ以降になりますけれども、政策評価の説明の前に、そもそも地域経済活性化支援機構（REVIC）の概要について簡単にお話しいたします。

機構につきましては、平成25年（2013年）の3月に前身であります企業再生支援機構を改組する形で発足しました。その後、地域における地域活性化や事業再生のニーズを踏まえながら機能を拡充したり、日本各地の地震や台風、コロナなどの災害を踏まえて数次にわたって存続期間を延長してきて運営をしていったところでもあります。役職員、今は実員ベースで200名ほどでございまして、これまで今年の3月末までに企業などの再生支援を97件、ファンドへの出資を62件、またそのファンドを通じた投融資を527件、特定支援、事業者が一旦廃業あるいは事業承継等をした上で再チャレンジなどに臨もうとする、そういったところに際しての支援を208件、各地への専門家の派遣を264件手がけてまいったところでもあります。

それでは、今回政策評価に係る説明に入ります。

メイン資料の1ページから14ページが地域活性化に係る資料になりますが、まず2ページのロジックモデルを御覧ください。手前どもの地域活性化に関するロジックモデルの全体像でございます。

まず、解決すべき問題・課題、左上にあります。地域経済が厳しい状況にある中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、地域の中堅・中小企業の経営が深刻な影響を受けており、地域企業の再生支援の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが必要な状況にあるということでありまして、今回、評価期間が令和3年度から令和7年度ということで、コロナ禍を踏まえた内容でございまして、次に右上ですけれども、施策の概要として、REVICにおいて有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている地域の事業者に対する再生支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うとともに、協働する地域金融機関等へのノウハウ移転を通じて、地域における自律的な事業再生支援能力の向上、地域活性化の取組を定着させるということがあります。

この事業の概要（アクティビティ）として、左の中ほどでありますけれども、事業再生支援、ファンドを通じた支援、専門家派遣、再チャレンジ支援、REVICの主な4つの機能を置いて、測定指標は下記にありますように4つを設定しております。

まず、事業再生支援に関する測定指標として、支援先事業者の売上高の増加や収益性の向上を図られたといったP/L面での改善や負債の減少が図られたといったB/S面での改善に貢献できた割合を設定しております。

次に、ファンドを通じた支援については測定指標を2つ設定しております。1つ目は、ファンドにおいても地域企業の事業再生等に資する資金供給等の支援を行いますので、事業再生支援と共通の支援事業者の経営改善に関する測定指標を設定しております。また、REVICはファンド運営子会社を通じて地域金融機関等とファンドの共同運営を行うことによりREVICが有するファンド運営に関するノウハウなどの地域金融機関などへの移転をすることとしており、ノウハウ移転が図られた後はREVICのGP、ファンド持分を地域金融機関

等へ譲渡を行いますので、2つ目の測定指標として、REVICのGP出資持分の譲渡等を行った割合を設定しております。

次に、再チャレンジ支援についても測定指標を2つ設定しております。再チャレンジ支援には事業承継・譲渡型と廃業型の2種類がございますが、単純な廃業よりも有用な事業、経営資源を何らかの形で引き継ぐほうが地域経済活性化に資するとの観点から、1つ目の測定指標として、事業承継・譲渡型の事例が評価期間の5年間に於いて前の5年間に比べて増加した割合を設定しております。また、再チャレンジ支援実績のない地域を減らしていくことでREVICのノウハウが各地に移転していくことを評価することとしていますので、2つ目の測定指標として、都道府県ベースで再チャレンジ支援実績のない空白地域の割合を設定しております。

政策評価書について御説明したいと思っておりますので、次の3ページを御覧ください。測定指標①の新型コロナ等の影響により経営環境が悪化した支援事業者のP/LやB/Sの改善に貢献できた割合については、目標値80%としたことに対して、最終年度の実績値としては87%になりました。目標達成ということであります。今後の方向性ですが、REVICにつきましては昨年6月の法改正により業務期間が15年延長されたわけでありましたが、それを踏まえて現在の新型コロナ等の影響を受けた事業者への支援に重点を置いた測定指標については、今のフェーズを踏まえて見直しを検討した上で、引き続き事業再生支援やファンドを通じた支援に注力していくことを考えているところであります。

次に、測定指標②の地域金融機関と共同で組成したファンドに関してREVICのGP出資持分の譲渡等を行った割合につきましては、目標値70%に対して、最終年度の実績値は84%となりました。ファンド運営に関するノウハウの移転が順調に進んでいることから、今後は測定指標の見直しを検討した上で、引き続き地域金融機関との協働を通じて機構のノウハウ移転を進めていきたいと考えているところであります。

次に、測定指標③の再チャレンジ支援のうち、事業承継・譲渡型の事例が評価期間の5年間に於いて前の5年間に比して増加した割合につきましては、目標値は10%以上増加と設定していたところでありますが、実績値としましては5年間の合計で29件ということで、前の期間に比べて54%減少となったと。また、同じく再チャレンジ支援に係る測定指標④の都道府県ベースで再チャレンジ支援実績のない空白地域の割合については、こちらも目標値として10%以下としておりましたが、評価期間中は空白地域での支援実績の増加がありませんでしたので15%、横ばいの結果でありました。

再チャレンジ支援に係る目標はいずれも未達ということになっておりますが、評価期間中はコロナ禍以降の不透明な経済環境ということもありまして、再チャレンジの支援ニーズがやや顕在化しにくい時期だと見ています。そういう中で各地の地域金融機関との連携というか相談、それから事業者直接の相談なども件数として伸び悩んだということが要因かとREVIC担当室として分析しているところであります。こうした状況も踏まえて、今後は測定指標の見直しを検討することを今の段階で考えているところであります。

手短ながら、地域活性化に関する説明は以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。挙手ボタンを押していただいて、その順番で御発言をお願いします。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

今回の評価書案ではREVICの取組がロジックモデル上の一定の段階まで着実に成果が積み上がっていることが読み取れると感じました。一方で、先ほど御説明にあったように事業承継・譲渡型の再チャレンジ支援の割合であるとか、あるいは再チャレンジ支援の空白圏の割合といった指標の値を見ると、この5年間で十分な改善が見られていない部分もあるかと思います。ロジックモデルを仮説として見るならば、これはアウトカムの段階のどこかで流れが弱くなっている、つまりボトルネックが残っているということだと思います。

そこでお伺いしますが、先ほど御説明があったことに関連するのですが、この5年間の実績をロジックモデルに沿って振り返ったときに、どの段階までは想定どおりに機能していて、どの段階にボトルネックがあると認識しておられるかという点です。例えば再チャレンジ支援であれば対象企業の掘り起こしなのか、金融機関側の姿勢なのか、あるいはスキームの使い勝手なのか、ほかにもあるかもしれませんが、どの辺りに主なボトルネックがあると分析されているのか。少し評価書案から読み取れなかったものですから、そういった整理をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○白石座長

事務局、リプライをお願いいたします。

○熊崎企画官

担当室です。御質問ありがとうございます。

その辺り、ロジックモデルの流れの中で考えますと、先ほど少し説明でも触れさせていただきましたが、今回の評価期間はコロナ禍であったということもあって、事業者の中でかなり経営が厳しい先も見られたところではありますが、その中でこの再チャレンジ支援、特に事業承継に関する相談に関して申しますと、まだコロナ禍の影響を受けた中で、それに対して次のステップに行くかどうかというところで、まだ事業者自身もそうですし、そ

の先の機構への相談というところで、具体的なREVICで手がける事例にこぎ着かなかったところがあるのではと考えております。

正直、ここ数年、世の中的には事業承継の流れというか非常に重要なトレンドの中で、全国的に躍起になってやっているところなのですけれども、もっと極端なことを言えば、たたいてでも事業承継の案件を出せとか、やってしまえということをしていけば数字はつくれるかもしれませんが、あくまでこれは事業者自身として事業承継をしたい、すべきであるということをした上でREVICと御相談いただいて具体的な案件、スキームをつくり込んでいくという流れがあるので、あくまで事業者のニーズありきでやるべきかと思っています。そういう中で結果的には今回再チャレンジに関する指標のところは未達であったのですけれども、そういう時代背景というか事業者の状況があったのではないかと考えているところです。

○佐藤（徹）委員

今の点、大事な点だと思いますので、評価書に書き込まれているとよいかと思いました。ありがとうございました。

○白石座長

では、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

ありがとうございます。

私も全く同じところですので、お答えいただくというよりもコメントになります。測定指標③、④のところで当初の目標値が達成できていないということは、事業承継等のニーズ自体がかなり変化している可能性があるのかという気もするのですけれども、今後これからまた様々な事業者のニーズに対して応えていく上で、今回の結果を踏まえて事業者のニーズをもう少しきめ細かに見ていくとか、あるいはスキーム自体を変更するということが場合によっては考えられるのかと素人目には見えてしまうのですけれども、その点を含めて今回の結果を踏まえた見直しをぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○白石座長

事務局から何かありますか。御意見を承ったということによろしいでしょうか。

○熊崎企画官

伊藤委員、御意見ありがとうございます。

御意見のとおり、ニーズやアプローチの仕方についてはREVICとよく相談して、本当にニ

ーズがあるものについてしっかり対応できるように、そのやり方について改善を進めていきたいと思っています。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

私も同じようなところなのではけれども、1点はまず質問なのではけれども、指標③では減少していますけれども、これは要するに事業承継の譲渡型が少なくなったということではけれども、逆に事業承継は譲渡型ではないもの、廃業も含めてではけれども、そっちは増えていると思っていいのか、そもそも事業承継に対する要望自体が少なくなってきていて、その中の承継・譲渡型が減っているのだという理解でいいのかどうか、この辺り、どういう関係なのかが1つ目、ただの確認です。

それから、この5年間とは言いながら、かなり状況は変わったと思うのです。コロナのときとコロナの後で経済状況が大きく変化しているので、この事業を始めて評価期間が始まったときにはまだコロナ中だったし、デフレっぽいところがあったと思いますけれども、今はもう完全にインフレでありますし、人手不足が顕在化している時代になってきているので、先ほど佐藤徹委員から御質問がありましたけれども、もしかしてこの間で何かモードが変わったのかという気もするのです。コロナで一くくりに議論すると危ないかという気がしていて、最近の物価高、人手不足、こういった要因がある種の新たなボトルネックになってきているのかどうか。コロナというと需要不足、経済の低迷など、そっちのほうに頭が行くのですけれども、この辺のモードの変化はどれくらい捉えられているのか。コメントというか質問になってしまいました。それも踏まえて、今後の方向性として新たな経済状況を反映した上での対応が求められるかと思いました。

もう一つ質問があったのだ。指標④なのではけれども、空白地帯と言っているときに、実際に空白地帯になっているエリアはどういう特徴があるのでしょうか。例えば都会などで放っておいても経済が活性化しそうなところであれば何とかかなりそうですけれども、人口減少の激しいエリアと思っていいのかどうか、この空白地帯はどういう特徴を持っているのか。

以上です。

○白石座長

お願いします。

○熊崎企画官

御意見ありがとうございました。

順を追ってお答えいたしますと、最初のほうにお話がありました特定支援のうち事業承継・譲渡型ともう一つある廃業型の件数についてですけれども、今回の計画期間の中で事業承継・譲渡型が5年間でトータル29件とありまして、それが前の評価期間63件に対して54%減っていて、半分程度の水準になっている。それに対して廃業型の件数につきましては、今回の評価期間5年間でトータル35件で、前の評価期間5年間で57件ということで、こちらも前の評価期間に比べると6割ぐらいの水準となっています。この辺り、いずれも実際に具体化した案件は申し上げた数字ですけれども、一方で、案件に至る前の端緒である相談の件数については今回の評価期間が506件、前の評価期間が5年間で855件ということなので、そういう面でいうと母数自体もコロナ禍などの要因もあってか数字が減っているので、相談の母数の中から具体的な仕上がりに至った件数も同じように減っていると捉えることもできるのではないかと思います。いずれも要因としては先ほどお話ししたようなコロナ禍で事業自体がかなり傷んでいるというのものと、廃業なのか事業承継なのか、その先の帰趨を決めるに至るまでに難しいところがあったのではないかと考えております。

2点目、コロナとポストコロナでトレンドの潮目が変わったのではないかというお話もあったかと思います。その辺り、我々、REVICも認識しておりまして、ポストコロナの数年は事業者の業況も回復した、コロナによるインパクトとしては回復した一方で、人手不足、あるいは足元ですといろいろ関税の影響など、そういった要因もありまして、その辺りで平にこの5年間で捉えられるものではなくて、その中でも1年単位ぐらいでトレンドが変わっているというところを見極めて対応していければと考えているところです。

3点目、空白地域についてというところですが、現在の空白地域は、対象事業者の本店所在地ベースで、山梨、滋賀、奈良、和歌山、山口、広島、佐賀の7県があって、どちらかといえば比較的大都市圏というよりはローカルな地域があるかというところで、その辺りについて我々で考えているのは、それぞれの地域に地場に根差している金融機関さんとより一層連携をした上で案件を掘り起こす、その上で案件を積み上げていきたいと考えているところです。

○白石座長

ありがとうございました。

櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

御説明いただき、ありがとうございました。

今の事業承継のところで疑問に思ったことがございまして、ウェブサイトでいろいろな検索で「事業承継」と調べていくと、中小企業庁や日本政策金融公庫が出てきて、私の検

索ですとREVICが全然出てきていないところがあるかと。1つ、先ほどコロナというところもあったかと思うのですけれども、事業承継に関してはこういったところですか、民間企業なども広告などに出てきたりしていて、相談先や頼る先の選択肢が広がっているみたいなことは考えられるのかとか、ほかのところの相談件数が上がっているデータなどがあるのかと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○熊崎企画官

御意見ありがとうございました。

「事業承継」と引いてREVICがあまり出てこないというのは、アピール不足というか、そういうところでのプロモーションは今後考えたほうがいいのかと思ったところであります。REVICと相談したいと思います。

数字については手元に持ち合わせていないのですけれども、正直、事業承継はこの数年間、経済産業省など中小企業回りでは喫緊の一丁目一番地のような課題でありまして、先ほどあった政府系金融機関さんもそうですし、各地に事業承継・引継ぎセンターのような経産省系の相談センターなどもあって、全国的に各地の事業者さんからの相談なども受け付けておりますし、恐らく皆さんもテレビなどでよく御覧になっているかと思いますが、民間企業でもこの辺り、事業承継は非常に力を入れているところです。ですから、正直、官民相まってというか、総出でこの辺りは事業承継を必要としている事業者さんに当たっていつて対応していく、その中でREVICとしても事業承継を担う一翼として頑張っていくというところです。

ちなみに、REVICのアプローチとしては、直接事業者さんからの相談もあるのですけれども、先ほど少し話しましたように全国の地域金融機関さん、地銀、信金、信組さんとも付き合いが深いので、その辺りで事業承継や再チャレンジ支援を必要としているような事業者さんの持込みを受け入れてやっているところです。ですから、そういうチャンネルもしっかりアプローチして宣伝していければと考えているところです。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、地域経済活性化担当からのヒアリングは終了といたします。どうもありがとうございました。

○熊崎企画官

ありがとうございました。

○白石座長

続きまして、交通安全担当より御説明をお願いしたいと思います。

○山崎参事官

皆様、こんにちは。交通安全対策担当の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料は15ページを御覧ください。ここにありますように施策名は「交通安全基本計画の作成・推進」になります。

16ページ、お願いします。ロジックモデルを表示しております。

まず、交通安全基本計画について御説明いたします。オレンジの囲み、施策の概要を御覧ください。交通安全基本計画は交通安全対策基本法、昭和45年に制定された閣法ですが、こちらに基づきまして中央交通安全対策会議が交通安全基本計画を作成することになっております。同じ法律に内閣府が関係省庁と連携してその事務を行う旨の規定もあります。さらに、内閣府に関していえば、内閣府設置法に基づきまして、交通安全基本計画の作成及び推進に関する事務を所掌しております。同計画に基づく取組としましては、関係省庁が主体となって実施するものもあります。例えば政策評価の対象となっている内閣府の主な施策である交通安全教育などの交通安全思想の普及・徹底は、内閣府だけでなく警察庁、文科省なども実施しております、連携して計画を推進しております。

今般の政策評価の対象である第11次交通安全基本計画は令和3年に作成されました。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であり、当該期間における交通安全に関する施策の大綱を定めており、各種施策を推進いたしました。内閣府では、道路交通安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発に関する事業として、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけるため、春と秋の全国交通安全運動、交通指導員等交通ボランティア支援事業などの各種事業を関係省庁、都道府県、政令指定都市、関係団体等と連携を図りつつ推進してきました。

右の端、施策目標を御覧ください。基本計画では、交通事故のない社会を目指すことを究極の目標としておりますが、一朝一夕にこの目標を達成するのは困難であるため、まずは24時間死者数及び重傷者数をゼロに近づけることを目指して、それぞれ数値目標を設定しております。ここには書いておりませんが、11次計画では令和7年までに24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を2万2000人以下と設定しております。こちらの指標は政策評価上では測定指標という位置づけで、黒丸の①と記載をしております。

この矢印を遡った左に中目標とありまして、道路交通事故の発生を抑止としております。測定指標を先に御説明しますと、その下のほうに黒丸の②として春・秋の全国交通安全運動をはじめとした施策が交通安全に対する国民への意識向上に役立っていると思う人の割合、③として自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動を取る人の割合としています。ここでアウトカムというならば、国民の交通安全意識の向上や国民が交通安全行動を取ることとなりますが、指標となると、ここに

ありますようにアンケートの結果で割合や数値からこのような行動変容が起きたと推察することになります。

さらに矢印を遡った左には各種事業の活動実績であるアウトプットがありまして、政策評価上、参考指標と位置づけております。④から⑨になります。

次の17ページ、左上の黄色、春・秋の全国交通安全運動の推進事業について御説明いたします。本全国交通安全運動の実施に当たりまして、毎回政府の交通対策本部においてその時々の交通事故情勢などを踏まえて、重点的に交通安全啓発に取り組むべき事項などを定めた推進要綱を決定します。こちらの政府の交通対策本部というのは、さきに御説明しました12次計画を決定した中央交通安全対策会議の下に置かれておりまして、内閣府特命担当大臣が本部長、関係16府省庁の事務次官を部員として構成されて、内閣府が事務の取りまとめを行っております。

数値目標は、真ん中の囲みにありますとおり①全国交通安全運動をはじめとした施策が交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合とありまして、こちらは左側の令和2年度では41.3%だったのが、令和6年度には48.1%と上昇しております。②交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動を取る人の割合についても、74.2%から81%と上昇しております。このため、春・秋の全国交通安全運動の推進事業については、交通安全対策の推進に一定の効果を上げていると考えています。

令和4年の御指摘を受けまして、最近SNSなどの活用をしております。それにつきまして補足しますと、現在ホームページのほか、交通安全対策公式YouTubeチャンネル、また公式Xを運用しています。公式YouTubeチャンネルについては、交通安全運動の実施の都度、運動の重点ごとの啓発動画を制作、投稿して、全国の自治体へも情報提供して活用を図っております。また、公式Xについては、交通安全運動の期間を中心に、交通安全に関する短いポイントとなるメッセージを積極的に投稿しております。そのほか、若年層の18歳から39歳を今回、交通安全意識の向上及び運動の周知の対象として、SNS上のターゲティング広告を実施しました。令和8年春の運動、4月においては、フェイスブックとインスタグラムにおいて表示目標を100万回以上と設定しましたが、それを大きく上回る約203万回の表示を達成しました。今後はさらにSNSを活用した取組を強化すべく、YouTube上での動画広告なども検討しているところです。

続きまして、下の段の交通安全フォーラムの開催について、こちらの事業は毎年1回都道府県を選定しまして、内閣府と対象となった都道府県と共同で開催しているものです。地域の交通事情に関して知識を有する学識経験者などの専門家による基調講演やパネルディスカッションなどを実施しております。地域の状況や課題に合った形で啓発を行い、交通安全に関する意識向上を図ることを目的としております。一番下の囲みにありますように、年1回約200人という数字が先ほど御説明しました令和7年度の参考指標の実績値となります。基準となります令和2年度は実開催でなくオンライン開催となったので単純な比較はできないのですが、200人会場に集まったという実績になります。

続きまして、18ページを御覧ください。左上の地域提案型交通安全支援事業です。こちらは地方公共団体から提案、要望を受けて、内閣府がその地域において実行委員会を立ち上げて、自治体と協働して必要な交通安全に資する事業、例えば自転車の交通安全運転に関する教室や体験によって交通安全行動を定着させる事業などを行い、地方自治体に事業実施ノウハウを習得させるとともに、ボランティアを育成させることとしております。これによりまして、地域における自主的な交通安全運動を推進するものとなっております。真ん中のほうの囲みにありますように、令和7年は提案が7件ありまして、2回実施しております。基準となる令和2年につきましてはコロナのため実施ができなかったことを踏まえますと、今回提案も増えまして、実施も確実に行ったということになります。

御説明しました交通安全フォーラム、地域提案型交通安全支援事業の両事業につきましても、それぞれの地域の課題に合わせる形で参考指標として記載した活動実績のとおり事業を実施し、一定の効果を上げていると考えています。今年度以降も引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、その真ん中になりますが、交通指導員等交通ボランティア支援事業、こちらは交通ボランティアのリーダー層となる人材を養成するための事業です。単に交通安全知識だけでなく、心理学や人に伝えるための技術などを習得してもらっております。参考指標は記載のとおり令和7年度は8回実施しまして、参加者は409人、受講者に占める30代以下の割合は32.3%となっています。

その下は高齢運転交通安全推進事業です。地域のリーダーとなる高齢者交通安全指導員、シルバーリーダーと呼んでますが、その方々に同世代に教えるための講習と演習を行い、地元を持ち帰っていただいて、それを地元で普及させることによって高齢運転者の交通事故防止を図っています。一番下の囲みのとおり、令和7年は年に2回、57人が参加しました。

19ページ、事前分析表の概要となっております。交通事故死者数、重傷者数は目標を達成してはおりませんが、着実に数を減らしてきております。また、国民意識の向上につきましても、令和2年と比較して向上したという数値をここに記載しております。引き続き、目標の達成といいますか、ここには令和7年の目標であります、第12次基本計画も作成されたところですので、その新しい目標を目指して引き続き交通安全を推進していきたいと思っております。

20ページ以降はデータ編です。何かございましたら御質問ください。

以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、また御意見、御質問をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

説明ありがとうございました。

意識や行動の指標と死者数、重傷者数との関係についてなのですがけれども、評価書案では全国交通安全運動などが意識向上に役立っていると答えた人の割合であるとか、事故を起こさない、遭わない行動を取る人の割合が先ほど御説明があったとおり基準年度に比べて一定程度改善していると。一方で、年間の死者数や重傷者数の目標にはまだ届いていないという整理になっているかと思うのです。この点について、恐らく死者数や重傷者数の変化は道路整備であるとか、車両の安全性向上とか、警察の取締りといった多様な施策の総体の成果である、意識・行動指標との関係を定量的に切り分けるのは難しいというお考えかと思います。

その前提を踏まえた上で伺います。今回の最終年度評価で意識・行動指標の改善が結果的に死者数や重傷者数の抑制にどの程度寄与しているとみなしてよいのかをどのレベルまで評価書案の中で言語化できるとお考えでいらっしゃるのかという点です。もちろんここは複雑ですので、完全に原因と結果を分離するというところまでは求めませんけれども、例えば意識・行動指標が改善していることを踏まえれば施策の方向性自体は妥当であると評価できるのか、それとも死者や重傷者の長期的な推移を見たときに意識・行動の改善だけでは不十分であると判断しておられるのか。つまり、評価としての線引きを最終年度評価の中でどこまで明示し得るのか、こういった点をお聞かせいただければ幸いです。

以上です。

○白石座長

事務局、お答えをよろしくお願いします。

○山崎参事官

御質問ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、直接意識変容が交通事故の死者数もしくは重傷者数につながったということはなかなか言いづらいものではあります。ただ、着実に犠牲者の数は減っておりまして、例えば歩行中、二輪車乗車中はそれぞれおおむね10%減っておりまして、特に自転車については27%減ったところであります。今回マスメディアで話題になっておりました青切符の導入などもありまして、まだ本当に効果は分からないのですけれども、4月に公表した警察庁のデータでは青切符、赤切符の取締りのあった人数は減ってきているという結果も出ております。そのことだけでは本当に判断できなくて、因果関係は分からないのですけれども、推察するに個人個人の意識、またメディアによる啓発の影響もあってそのような減少につながったのではないかと考えられます。正直に申し上げまして、このような政策評価の枠組みの中ではその因果関係を示すことは難しいと考えております。

かといって何もやらないわけではなく、引き続き国民の意識調査は行っていきますし、交通事故の死者、また被害者、交通事故の中身については警察庁が中心となりますが、分析なども行っていくところ、第12次基本計画に掲げた目標を今回は達成すべく、関係省庁、関係自治体等と一緒に取り組むということになります。

直接な答えとなっておりますが、そのような形で業務を進めております。

○佐藤（徹）委員

御返答ありがとうございます。

○白石座長

では、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

御説明どうもありがとうございました。

私からは資料の21ページと22ページに出ている測定指標ですね。これは交通安全に対する国民の意識ということで重要な指標だと思いますが、2点ほどお尋ねしたいことがございます。

1点目は、これは以前にも発言させていただいたかもしれませんが、改めてまた今回もこれを拝見するとお尋ねしたくなるのですが、目標値の設定のところが21ページの指標と22ページの指標ともに、過去5年間の実績の平均値に10%を加算したとされているのですが、年によってかなり最近の5年間も結構上がったたり下がったりというか、変動は激しいですし、過去の5年間の平均値を基準に1つの材料にして、さらに約10%という非常に切りのいい数字を乗せている。ここで、細かいのですが、政府の資料なので10%ポイントときちんと言っていたきたいのですが。

○山崎参事官

そのとおりです。すみません。これは間違っています。

○小野委員

10ポイント乗せるというざっくりとしたようにも見える、これをそのようにされている根拠というか、それをお尋ねしたいということが1点目です。

2点目が、これも以前にコメントしたかもしれませんが、これがインターネットによる共生社会に関する意識調査結果によるということで毎年内閣府でされていると思うのですが、これがどういう調査なのか。つまり、この数字の推移が毎年出ているのですが、これがきちんと客観的に比較できるものであるということを確認したいということでもあ

るのですが、インターネット上のモニターを使ってされていると思うのですけれども、いつ、どのような規模でされているのかということを確認したいということで、2点お願いいたします。

○白石座長

お答えのほう、いかがでしょうか。

○山崎参事官

調査のスキームについては把握しておらず、結果しか見ておりませんでした。大変失礼いたしました。おっしゃるとおり質問の仕方、やり方によっては回答のばらつきがあるということもありまして、そちらを含めて確認したいと思います。今、回答できるものは持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきます。申し訳ございません。

○白石座長

では、よろしくお願いします。

○小野委員

1点目の目標値の設定のことについてはいかがでしょうか。

○山崎参事官

同じく過去にそのような設定をしたという形になっておりまして、それも確認してから、回答致します。申し訳ございません。

○小野委員

分かりました。

そうしたら、まず1点目はこの評価書のここの記述がこういう書き方だと、これを見た人は一体どういう根拠でされているのか、乱暴に言ってしまうと、極端な言い方になりますけれども、あまり検討せずに前回5年間の平均に切りのいい10%ポイントを乗せているだけではないかとも取られかねないので、この記述を分かるようにしていただくべきだというのが前半で、後半は、実はインターネットによる共生社会に関する意識調査は指標のデータとしてほかのところでも使われていて、行政事業レビューでも使われていると思うのですけれども、内閣府さん以外の省庁でもこれは使われているのでしょうか。検索すると幾つか見つかるのですけれども、これは恐らくはどこにも公表されていないというか、内閣府で実施している一般の意識調査とは別に行われていることは分かるのですけれども、これは評価の担当部局に申し上げるべきことかもしれませんが、いろいろな評価指標に使われる場合、どういう調査で、いつ、どういうタイミングで、どの規模で行われていると

どこかに公表されているか、それほど分量は多くないので使うたびにそこに書かれているかどうかでないと、しかもEBPMと言っている時代ということもありますから、これだと出されている情報としては根拠と言えないというか、強く言ってしまうとそのような感じでもあるので、ここはぜひ内閣府さん全体として考えていただきたいというのはコメントです。

以上です。ありがとうございました。

○山崎参事官

どうもありがとうございました。

10ポイント加算についての根拠は調べますが、今よりも国民の割合の1割は増やしたいという思いがあったのかと推察をします。

また、共生・共助のアンケートにつきましては、交通安全以外にも共生・共助部門でやっている事業のアンケートを一緒に合わせて調査票を組んでいるとも聞いております。その出典も含めて併せて後日回答させていただきます。申し訳ございません。

○白石座長

そうですね。ありがとうございます。

では、佐藤主光委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

まずインパクト、最終アウトカムのところは死傷者数などになると、ほかの委員からも御指摘のあったとおり、ほかの要因がかなり効いてくると思うので、どこまでこの政策の目標値として妥当かどうか自体も本当は見直したほうがいいのかという気がします。死傷者数については救急医療が意外と大事な役割を果たすことも知られているので、単に啓蒙活動というか広報活動とどこまで、かなりリンクが弱い。あえて言えば風吹いて桶屋がもうかるぐらいの距離感かという気がするのです。だからといってやる意味がないという意味ではなくて、もうちょっと妥当なより近い目標値、アウトカム指標、測定指標を設定されたほうが、本当は今後のことを考えるといいのかという気がします。

それから、既にアンケート調査のところで御指摘があったとおりなのですが、このアンケートの結果と広報活動の因果関係がよく分からない気がしていて、もし因果関係を厳密に検証したければ、そういう広報に触れた人、つまりSNSで情報を得た人あるいはポスターを見た人と見ていない人の間でどう意識が違うのかなど、そういったところも本当は調べていかなければいけないはずなので、全体としてふわっとしているというか、因果関係は明らかではないし、相関関係でさえ極めて間接的かという気がするのです、もうちょっと今後測定指標全体を見直していく必要があるのではないかという気がしていますとい

うことが単なる所感です。

1つ質問は、逆にSNSなどでいろいろ発信されるのは分かるのですが、実際にどのような方々が見られているのかということと、特に最近は高齢化に伴って高齢者に関わる事故があると思うので、逆に高齢者の方々の間での意識はどうか。これはさっきのインターネット調査の話になるかもしれませんが、高齢者の方々の間では意識は本当に変わってきているのかどうかということ。子供は学校などでも習うので、どちらかという交通安全に対する意識が高いかというのは想像に難くないのですが、高齢者以降になるとどうなのかと思って、この辺の意識について世代間のばらつきがあるのではないかとということと、逆に広報活動においてもアプローチできている世代とアプローチできていない世代があるのではないかとと思うのですが、この辺り、何か調べられているのかどうか、これが最後の質問です。

○白石座長

いかがでしょうか。

○山崎参事官

御指摘ありがとうございます。

まず、高齢者の事故が多いというのはそのとおりでございまして、そのため、高齢者運転交通安全事業としまして、先ほど申し上げた高齢者のリーダー的な存在の方に教育をして、その方が地元還元、つまりSNSといったバーチャルな訴え方よりも直接知っている方から聞くほうが効果があるのではと考えて実施しているという事業になります。それに対して、SNSは若年層、子供のいる世代などをターゲットに行うなど、分けた形でのアプローチを取っております。

高齢者の間で意識がどれだけ変わったかというのは取ってはおりませんが、高齢者講習などに参加した方々は、皆さん、その事業に関しては好評を得ている状況でございます。ただ、そちらもサンプルが少ないので、なかなかこういう場において評価指標に資するかは分かりません。さきに今現行の、抱えている施策目標、死者数などについては、我々内閣府としてやっているものとの因果関係、相関関係も非常に薄いので、より適した指標という御指摘がありました。こちらにつきましては、今は第11次計画が終わったということで御審議いただいているところですが、第12次計画の目標や指標を立てるに当たりまして参考にしたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○白石座長

よろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、交通安全担当からのヒアリング、以上といたします。どうも御説明ありがとうございます。

うございました。

○山崎参事官

どうもありがとうございます。失礼いたします。

○白石座長

ありがとうございます。

続いて、男女共同参画担当より御説明をお願いいたします。

○手倉森課長

男女共同参画局の推進課長の手倉森と申します。よろしくお願いいたします。

私からは「男女共同参画基本計画の作成・推進」についてということで、政策評価書を御説明させていただきたいと思います。

まず、31ページを御覧ください。ロジックモデルとなります。

一番右側でございますが、政策目標としまして、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することとしております。

そのための具体的な中目標としまして、大きく3つに分かれております。

1つ目でございます。あらゆる分野における女性の参画拡大といたしまして、具体的にはさらに左になります。政治分野、行政分野、企業とございますが経済分野、あとその下、地域といったところを挙げております。

2つ目の中目標としまして、男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現としまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶、下のほうになりますが、女性の視点の反映による災害対応力の強化としております。

3つ目の中目標としまして、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備としまして、男女共同参画に関する意識の浸透を挙げております。

次のページから順番に具体的な取組実施状況について御説明させていただきます。

まず、32ページを御覧ください。上段になります。政治分野における女性の参画拡大についてになります。取組としましては、政治分野における男女共同参画推進法の趣旨に沿って、女性候補者の割合を高めることなどを政党に要請しております。加えまして、国や地方公共団体における参画状況につきまして、地図などの見えやすい形を工夫いたしまして、見える化を進めているところでございます。

実施状況でございます。それぞれ目標としまして、衆議院、参議院、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合ということで35%としております。直近の実績としましては、その左にあります24.4%、29.1%、19.2%と、それぞれそういった状況になっております。これをさらに左の基準年度の数字と比べますと、上昇はしているというところでございま

すが、さらに取組を強めていく必要があると考えております。先ほど申し上げました取組というのは他省庁あるいは関係機関とも協力して行っておるものでございますので、引き続きしっかり取組をしていきたいと考えております。

次に、下段になります。行政分野における女性の参画拡大ということでございます。行政分野につきましても、国の各機関やあるいは地方公共団体にも御協力いただきまして、それぞれの機関における採用あるいは登用の目標につきまして、国家公務員、地方公務員の役職段階における女性の割合を掲げております。こちらの向上も含めまして取り組んでいただいているところでございまして、内閣府ではその実施状況を取りまとめて各団体の取組状況が比較できる形で公表しております。

数値でございます。ここで挙げている数値は、それぞれの国家公務員、地方公務員の役職段階において課室長相当職の数値目標でございます。国家公務員ですと10%の目標に対しまして直近ですと8.9%、都道府県ですと16%に対して16.5%、市町村では22%に対して直近21%となっている状況でございます。都道府県では目標を超える、達成しているといったことではございますが、国家公務員、市町村のほうは伸びておりますが、目標にまだ至っていないところでございますので、引き続き取組をしっかりやっていくということで考えております。

続きまして、資料の33ページを御覧ください。上段ですが、企業における女性の参画を進めるということでございます。内閣府の施策としましては、国や独立行政法人等の公共調達におきまして、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組んでいる企業につきまして加点評価を行うといった取組をお願いしているところでございます。

その下の数字でございます。この数値の中の一番下の枠になりますが、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況ということで、当初、基準年度、令和元年度ですと約1兆2700億円が対象の調達となっていた、加点評価する調達になっておったところでございますが、直近でございますと約2兆4000億まで来ているということでございまして、各庁、各省の御協力もいただきながら取組を拡大してきていると考えております。

その上でございますが、これはそれぞれの民間企業の役職段階における女性の登用率ということになります。真ん中のところに現状値がございまして、目標値につきましては係長、課長、部長それぞれまだ至っていないところでございますので、厚労省等の他省庁の施策と相まって取り組む必要があると考えております。引き続き、取組を進めていきたいと考えております。

続いて、下の段でございます。地域における男女共同参画、女性活躍の推進ということでございまして、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性活躍の推進に関する取組につきまして財政的な支援を行っております。具体的にはこのページの一番下になりますが、地域女性活躍推進交付金、これを設けまして、その事業を行っている都道府県の数につきまして直近では44都道府県となっているところでございまして、基準年度に比べまして増

えているところでございます。対象になっている自治体は増えてきておりますが、より効果的に取り組んでいただけるように、先進的に取り組んでいる自治体の取組の横展開を図っていきたいと考えております。

続きまして、34ページを御覧ください。上の段からでございますが、性犯罪・性暴力被害者支援についてでございます。こちらでも都道府県等に対する交付金によりましてワンストップ支援センター等の運営を安定化させまして、都道府県等の取組の支援を行っているところでございます。

また、その下でございます。DVの被害者支援につきましても同様に交付金によりまして民間シェルター等が行う先進的な取組への都道府県に対する支援を行っているということでございます。いずれにつきましても箇所数が左の基準年度より増えてきておりまして、こういった支援のボリュームについては大分充実していると考えております。被害が潜在化しないようにきちんと対策が行われているということが最終的な目指すところと考えておりますので、引き続き整備を進めていきたいと考えております。

次に、その下になります。男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン及び実践的学習プログラムの活用徹底になります。大規模な災害の発生が予想されたとき、あるいは発生した後は関係地方公共団体にガイドラインを通知しまして活用の徹底を図ること、あるいは実践的学習プログラムを活用した各自治体の本庁職員に対する研修を促すなどの取組を行っております。研修・訓練につきましては、1回以上実施した都道府県につきまして全体の半分以上ということでございます。17ということでございます。研修未実施の要因について把握・分析するとともに、平常時から男女共同参画の視点からの防災・災害対策の重要性について自治体職員の認識を高め、研修の実施を促してまいりたいと考えております。

次のページとなります。男女共同参画に向けた意識啓発に関する取組になります。下のほうにございますアンコンシャス・バイアスに関する調査研究の実施、あるいはチェックシート・事例集などのホームページへの公表、YouTube等も活用しまして意識啓発を行っております。男女共同参画局のホームページのページビュー数でございます。令和7年度では2900万程度となっておりまして、月間は約240万PVといった形になっております。かなり御活用いただいていると考えております。固定的な性別役割分担意識等につきましても地域によって差もございますし、まだまだ日本の社会には残念ながら残っている部分があるかと考えておりますので、こういった意識啓発につきましても引き続きしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○白石座長

ありがとうございます。

では、御質問、御意見、御発言をお願いしたいと思います。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

行政分野や企業分野の女性管理職の割合ですね。これは言ってみれば直接的な参画の指標というわけですが、これらについては基準年度に比べて着実に上昇しているということが示されております。この点についてはロジックモデルどおりに一定の前進があったと整理されているものと理解しました。

他方で、社会全体の男女の地位の平等感であるとか、10代から20代女性の転出超過率といったアウトカムに関する指標については目標に届いていない、あるいは基準年度から大きく改善していない状況があります。ここはもちろんほかの政策、社会全体の意識、人口動態など、男女共同参画施策の範囲を超えるような要因もあるという認識かと思います。

そういった前提を踏まえてお伺いしますけれども、例えば行政または企業分野の女性管理職の比率の上昇といったものは施策がロジックどおり効いている部分に含めてよいのか、それとも目標水準とのギャップがあることを踏まえますと、ここにもまだボトルネックがあると見ていらっしゃるのかという点です。

もう一つ、地域の平等感や若年女性の転出について、これもほかの施策や社会要因の影響が大きいという前提を踏まえまして、男女共同参画施策としてのロジックモデルのどの部分に主なボトルネックがあると認識しておられるのかをお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○白石座長

お願いします。

○手倉森課長

御質問ありがとうございます。

1点目でございます。行政あるいは企業の役職段階での登用率の上昇ということでございますが、ロジックモデルが効いているのかということでございます。計画全体で目標を立てながら各企業さんにもそれを踏まえてやっていただく、我々も公共調達で応援しながらやっていく、そういった中での取組が進んでいるところでございますので、一定の相関関係がある、ロジックモデルが効いているところはあるかと思います。

一方で、届いていないという点につきましては、課長なり、部長なり、急に会社や、役所はなかなか難しいのですけれども、増やしていくというのはできる場所もあるということ、その候補となる人たちのプールを十分に確保することが必要かと思います。そういった意味ですと、採用における女性の活躍、女性の登用状況は

増えていますので、そういったものが増えていく中で、今、登用状況は大分上がってきている中、課長、部長と上がってきている中で、それも徐々にさらに上がっていくということで考えております。

特に登用につきましては、今年の4月から女性の職業生活における活躍推進法の中で、役職段階における管理職の女性の割合の公表の義務が新しく追加されると。そういった中で、企業さんにおきましてはさらに登用についての意識が高まる、行政のほうもそうですが、高まるといったことが考えられますので、さらにこういったロジックモデルも踏まえながら取組が進むようにしていくということで考えられるのではないのかと思っております。

2点目でございます。不平等感あるいは地域からの若者の流出についてでございますが、これにつきましては、先生のおっしゃったとおり男女施策を超えた部分もあるかと思えます。例えば地域から若者流出ということでありますと、いわゆる性別役割分担意識、地方であったりするとそういった要因もあろうかと思いますが、一方で、地域における雇用の場、あるいはいろいろな待遇、そういった経済政策的な面もありますので、一定程度ロジックモデルというものもあるかと思いますが、ただその他の要因の部分も大きいということもあろうかと思えます。

平等感の部分につきましても、いろいろな周知等をするというのはありますが、ただ周知する中で状況が変わったら変わった中でのまた平等か不平等かという主観的な部分もあるかと思えますので、なかなか平等感というところ、ロジックモデルどおりに行くかというのは少し考える必要があるのかと考えております。

以上でございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

○白石座長

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明ありがとうございました。

私からは1点、資料の34ページ、一番下の男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインというお話で、目標値をなかなか上回る、達成するような実績値が得られていないということなのですが、細かい点で教えていただきたいのですけれども、こちらの男女共同参画のほうではこうした取組を自治体において進めてもらうための手段としては、基本的には通知というか周知徹底みたいなのとに限定されていると理解していいのかが1つ。

それから、防災に関して自治体で研修・訓練を行うとなると内閣府防災、今度は防災庁になると思いますけれども、そちらの取組と連携して行っているとか、そういったところはあるのかなのかという点について教えていただきたいということです。よろしくお願いいたします。

○白石座長

お答えのほうをお願いいたします。

○男女共同参画局

男女共同参画局のタカダと申します。防災のほう、私から回答させていただきます。

御指摘の研修の数でございますが、こちらは5年間ずっとやってくださった府県が7府県ありまして、4年間やってくださった県も4県、そして3年間やってくださった県も2県ということで、また令和7年度に新しくやってくださった県が4県ありまして、そちらは防災会議の委員も少ない、女性の割合が少ない県でしたので、都道府県としても対応してくださっているところではあるのかとは思っております。御指摘のように通知を出させていただいたり、各省庁の研修などに呼ばれておりますので、そちらでも言及させていただいております。

また、御指摘の内閣府防災とも各種連携をさせていただいております。今年度はぼうさいこくたいも一緒にやりますし、地域においても広めていこうということをさせていただいております。御意見ありがとうございます。

○伊藤委員

引き続き、そういった取組を進めてほしいと思うのですが、もう少し横展開が目に見える形で進むといいとは思いました。ありがとうございました。

○男女共同参画局

今年度、各県も回っておりますので、いただいた意見を周知していきたいと思っております。ありがとうございます。

○白石座長

小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

私から3点お尋ねしたいことがございます。一部は御指摘させていただくというか、そのようなことになるのかもしれませんが。

1点目、31ページのロジックモデルで、一番右側の最後のインパクトのところでは国民の意識として男女の地位の平等感についての意識調査が指標になっているのですが、これはもちろん内閣府さん以外の仕事とか、あるいは内閣府さんの別のところとか、いろいろ関わってくるものですし、この評価書自体が中目標のところら辺で軸に構成されているのもよく分かるのですが、ただ今回この数字を評価指標の1番とされていることもあって、41ページに結果の数字が出ているのですが、別途どこかで分析がされているのかもしれませんが、数字がかなり下がっているのですね。平等と答えている人の割合はかなり下がっていて、目標とも乖離がさらに大きくなっているということなのですが、この辺り、評価書の冒頭ででも、因果関係を説明しようとかそういうことではなくて、ただ一番上にインパクトとして掲げている指標なので何らかの言及があってもいいのかとは思いました。つまり、かなりこれは信頼性の高い調査だと思いますが、下がっているということがあって、その中でこういう様々な取組を粛々と進めていくということになるので、何か言及できないものかと感じました。これが1点目の御質問というか、お尋ねしてみたいことです。

2点目、具体的な話なのですが、33ページで、これもほかの要因が様々な関わってくることはもちろん承知なのですが、ただ数字と読み方として、要するに若い女性の大都市圏への転入超過の割合なのですが、コロナで下がっていたものが戻ってきていると。33ページにはコロナの後、転出超過数の割合が増加傾向に転じたとなっているのですが、この表現に違和感があるというか、52ページに数字の推移がございますが、実はコロナの前の年までは皮肉なことというか、地方創生が始まってから逆に東京圏への集中は加速してきていたわけなのですが、コロナで少なくなりましたと。ただ、コロナが落ち着いたというか、ピークが過ぎた令和4年からはまた増えてきていて、ついにといひましょうか、令和7年度はコロナ前のある種のピークをまた超えてしまったのですね。ですから、元に戻って記述されているように、コロナの後、転出超過数の割合が増加傾向に転じたというのは実はもう3～4年前の話で、それが続いた結果、令和7年度はついにコロナ前のピークを超えてしまったという状態なので、記述が不十分というか違和感があるということで、どうお考えですかというのが2番目の御質問になります。

3点目、非常に細かいことで恐縮なのですが、気になるといえば気になるので、指標のページのところで41ページ、42ページあたりから多くに該当するのですが、まず1つ、目標値の記述は年度が西暦にされているのですね。ほぼ全てが元号の記述になっていると思うのですが、私は一般論としては全部西暦で書くのがいいと思っているのですが、政府の文書なので元号でいくと、ここからずっと10幾つぐらいですかね。全部西暦が入っていて、単に18を引けばいいだろうというのはそうなのですが、整合性の観点で目につくと。

もう一つ、同じく細かいことで、42ページからの指標は全て目標値の根拠が男女共同参画基本計画ということで、これは前にもお伺いしましたが、きちんと計画のほうに目標値

の根拠なども附属資料か何かで書かれていていいのですが、ただ目標値の記述が例えば42ページ、43ページは35%で（2025年までの目標値）となっているのですが、元の男女共同参画基本計画では2025年度の目標値35%になっているのですね。だから、そこではそうになっているのにこちらでは（2025年までの目標値）とわざわざ書かれている。つまり、令和7年度の欄に35%と書くのではなくてこういう表現にされているのは何か理由があるのかどうかをお尋ねしたい。しかも、もっと細かいのですが、もともとの目標値は25年度の目標値なので、それが25年までの目標値、単に「度」が落ちているだけなのかもしれないのですが、細かいことなのですが、その指標のところ、目標値が西暦になっていることと、基本計画ではシンプルに令和7年度の目標値となっているのがなぜこういう記述になっているのか。

御質問は以上です。

○白石座長

よろしくお願いします。

○手倉森課長

いろいろ御指摘いただきまして、大変ありがとうございます。

最初の施策目標のところでの評価の記述ぶりでありますとか、女性の転出状況についての記述、コロナ前からではないかという御指摘がございましたので、その辺、改めて中で精査させていただきたいと思っております。

3点目に御指摘いただいた点でございます。これは本来計画と平仄を取りつつやるべきところではございました。大変恐縮でございますが、改めて中でまた見比べて計画と整合するような形でと考えております。失礼しました。

○白石座長

ありがとうございます。

櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員

御説明いただき、ありがとうございます。

私からは4点ございまして、1点目が32ページのところで、政治分野と行政分野における見える化をしていくということは非常に重要な取組だと思います。まだまだ目標に向けては男女差が大きいという中で、この見える化をしていることの効果ですとか、見える化してその次にどのような展開を考えているのかをお伺いできるといいと思っております。

次が33ページのところなのですが、10代から20代の女性の転出というところの地方創生関連のところなのですが、この部分の下に地域女性活躍推進交付金事業を行って

いる都道府県数があるのですけれども、この関係性が分からないと思っております、この交付金を使って10代、20代の転出に取り組んでいる自治体がこの中でどれぐらいあるのかということが気になりましたので、もしデータ等があれば伺えたらと思いました。

次が34ページで、これは意見なのですけれども、防災のところでいろいろな自治体に取り組んでいただくためにメールの通知だけではなく電話でフォローアップをし直接取組を促しているということが、結構皆さんの業務が大変なのではないかと思っております、とはいえアウトリーチでやっていかなければいけないというところもあるのかもしれないのですけれども、これはもうちょっとよりよい方法がないのか、連携するということを先ほどおっしゃっていたと思うのですけれども、改善案といいますか、もうちょっとマンパワーを使わずにできる方法がないのか伺えるといいと思いました。

最後は35ページのところで、アンコンシャス・バイアスに関する取組を様々やられているかと思うのですけれども、YouTubeでの動画やフリーイラストは非常に分かりやすいと思っております、一方で、YouTubeを見てみますと再生回数が思ったよりも多くないと感じております。もっと多く視聴されていてもよいのではないかと思っております、自治体や企業の研修などでもっと使ってもらえるとこの再生数がどんどん伸びてくるかと思っているのですけれども、この自治体や企業回りへのPRをどのように行われているのか伺えるとうれしいです。よろしくお願いいたします。

○白石座長

それでは、4点、恐縮ですが時間の関係で手短にお願いいたします。

○手倉森課長

まず、政治分野の関係でございます。見える化ということで地図のような形で少し見えやすくどれぐらい進んでいるかは市町村ごと、都道府県ごとに分るようにしているということでございまして、効果ということだと定量的なものはない部分ではありますが、いろいろな形で自治体なりに周知するというところでございますが、今後の取組ということでございますと、例えば今回6次計画ができた。そういう中で国政ですが各政党へ女性議員が増えるようにということでお願いに回ったりということで、さらなる取組を進めているところでございます。

1点目は以上になります。

○白石座長

転出率と交付金についてはいかがでしょうか。

○男女共同参画局

転出率と交付金、ここは並んでありますけれども、この交付金が転出超過のために必ず

使われているというものではないので、この交付金のうち幾つかが転出超過に対する事業になったかというのは、件数は出ていないところです。

○白石座長

なるほど。

3点目が電話でアプローチについてはいかがでしょうか。

○男女共同参画局

ありがとうございます。

こちらの電話のアプローチなのですけれども、小さい台風などが起こったときに1つ、2つの県のときにはフォローアップで電話をさせていただいておりました。今回御意見いただいたように、三陸沖の地震に関しては総務省のメール配信のシステムを使いまして一斉に確認をしておりますので、今後はそのようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○白石座長

4点目はPRですね。YouTube回りのお話ですが、いかがでしょう。

○男女共同参画局

男女共同参画局総務課のドイと申します。御指摘ありがとうございます。

YouTubeについては、おっしゃるとおり再生回数がそれほど多くないものもございます。自治体や企業の研修などでぜひ使っていただきたいと思っているのですが、まだまだ認知がそれほどでもないのかもしれないかもしれませんので、御指摘いただいたとおりPRをもう少し今年度から考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○白石座長

御返答ありがとうございました。

それでは、佐藤主光委員、いかがでしょうか。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

時間も限られていますので、端的に1点コメント、1点質問ですけれども、32ページの下段で自治体の各役職段階に占める女性の割合なのですけれども、自治体の現場からすると悩みはそもそも昇任試験を受けてくれないことだと思うのですね。ですから、むしろ自治体の現場感覚として考えたときに、まずは昇任試験を受けてくれというところがあると思うので、この辺りを踏まえた上でどれくらいその役職に就くのかということを見られた

ほうが指標としては実効性があるというか、現場感覚に近いかという気がしたというのがコメントです。

もう一つ、その下なのですけれども、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業が公共調達のところなのですけれども、金額は1兆円強伸びているのですが、その割には件数は3割上昇なのですね。だから、これはインフレではないかと思ったのですけれども、大型の案件か、最近は物価高だから資材価格が上がっているんで、この辺り、金額の伸びをどう評価するかについてどういう御理解なのかということの確認です。

○白石座長

いかがでしょう。特に後者は何か分析していらっしゃいますか。

○手倉森課長

ちゃんとは分析していないのですが、公共調達の中には物品・役務などのサービスもあれば公共事業もあったりするので、公共事業のほうがワーク・ライフ・バランスについて評価する取組をやっている省庁が少ないという中でいろいろお願いをしてきたところもございまして、そういった影響があるのかもしれませんが、今、手元に資料がなくて恐縮ですが、ちゃんとした分析を申し上げることができなくて申し訳ございません。

○白石座長

では、よろしくお願いします。

最後に、荒見委員、いかがでしょうか。

○荒見委員

時間がないのにありがとうございます。

3点ありまして、1つ目、最初の男女平等だと考える意識の測り方について、これは男女交ぜた平均の結果が50%を目指しているということなのでしょうか。今の値も全体平均ということになっているようですけれども、男女で分けた結果を出したほうがいいのではないかと思います。啓発すればするほど基本的には不平等を認識する割合は高まっていくと思うので、男女それぞれで、分布がどう動いているのが政策を進めるのに重要なのではないかと考えたのが1点目です。

2点目、行政職員の女性の参画の割合の指標で、特に私は都道府県や市町村関係の女性管理職登用について最近研究をやっていたこともあって、達成が進んでいないことが気になっています。課長相当職の割合は聞いたらいいと思うのですけれども、実際のところ、いろいろな自治体の人事担当者の方に聞くと、管理職に至る1個前のポストですね。自治体で主幹ですとか、自治体によって呼び名は違ったりするのですけれども、課長相当職に上がるまでの1歩前のところに対する人材のプールが進んでいるかどうか数年後の課長

相当職の割合にもかなり影響していくというお話を聞いたので、そういう指標も取り込んでもいいのではないかと思います。

3点目、地域の地方創生関係は成果が上がっていないように見えます・これも好事例の横展開を図るという施策を考えているということだったのですが、好事例の横展開をやるだけで地方の女性の流出の問題が解消するとはとても思えないので、地域のジェンダー平等意識に効果的に働きかけるような政策の進め方をもう少し考えたほうがいいのではないかと思います次第です。

以上です。

○白石座長

ありがとうございます。

では、答えられるところでお答えをお願いいたします。いかがでしょうか。

○手倉森課長

1点目の平等感でございますが、社会全体でどうかということで聞いております。男女別というお話でございましたが、今回計画が切り替わるタイミングですので、少し評価の在り方、指標の在り方も含めて考えさせていただきたいと思います。

また、2点目でございます。行政の関係で課長相当職になる前の段階についてもちゃんとウオッチしていくべきではないかということでございます。これにつきましては男女共同参画計画で課長補佐級も見ていくということでございますので、そちらもしっかり見ながらやっていきたいと考えております。

○白石座長

若い女性の流出についてはいかがでしょうか。

○男女共同参画局

若い女性の流出については、直接の施策としては流出防止というよりも地域の実情に応じた女性活躍の取組を行っているところです。結果的に流出防止につながればという目標になっているのですが、ですから、実際にやっていることとしては女性活躍の取組になっております。

○白石座長

それが流出防止になると望ましいですね。

それでは、まだもしかしたらあるかもしれませんが、男女共同参画担当からのヒアリングは以上としたいと思います。御説明、質疑応答をありがとうございました。

○手倉森課長

ありがとうございました。

○白石座長

それでは、最後、お待たせしましたが、科学技術・イノベーション担当より御説明をお願いしたいと思います。

○岡崎企画官

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局のSIP総括企画官をしています岡崎でございます。

本日の説明につきましては、原子力担当参事官をしている井出さんとともに2人で説明をしたいと思います。前半部分についてはSIP総括の私から説明をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ロジックモデル、61ページでございます。

解決すべき問題・課題、皆さん御承知のとおり地球規模での課題への対応、それからレジリエントで安全・安心な社会の構築などをはじめとして、様々な社会課題を我が国も抱えている状況でございますし、また脱炭素技術として原子力の最大限の活用が求められている状況ではあると思います。このような状況の下で科学技術・イノベーション政策や原子力政策に対しての社会や国民の高い関心が寄せられていると。

こういった背景を基に、イノベーション政策につきましては、その下に記載がありますがけれども、我々内閣府事務局としては予算事業として戦略的イノベーション創造プログラム、SIPと呼んでいます、こちらの事業と、現在は研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム、いわゆるBRIDGEという予算事業の2つを持っておりまして、これのそれぞれの事業につきましては、事業概要のほうに記載しておりますけれども、総合科学技術・イノベーション会議というところで重要な課題、テーマを設定するとともに、予算配分をトップダウンで行っていただいている状況でございますし、またその研究計画や出口戦略の評価につきましては、総合科学技術・イノベーション会議の有識者で構成されるガバニングボードにおいて行っているものでございます。

活動実績（アウトプット）でございますけれども、今回第3期のSIPでいいますと14課題を設定されたわけでございますけれども、その課題解決に必要な技術開発を推進することということでございます。

そして、アウトカムでございますけれども、先進的な技術が社会に実装され、それがひいてはイノベーション力の強化につながっていく、こういったところがアウトカムということでございます。

また、政策的なインパクトとしましては、これは第6期の科学技術基本計画で定めたウェルビーイングの向上ですとか、あるいは国民の安全・安心の確保に貢献するというところ

ろでございます。

次に、62番に入りまして、評価期間中の取組、先ほど申し上げたとおりでございますのでこちらは割愛させていただいて、その評価期間中の取組に関する分析とはどうしているのかというところでございますけれども、SIP事業で申し上げますと、この事業だけで社会実装が全て完了するわけではなく、また各課題、外部環境も様々でございますので画一的な評価も難しいこともあり、課題ごとに評価や助言をいただく専門家、具体的に申し上げればユーザーの視点のユーザーレビューとして自治体、企業、あるいはピアレビューの視点からは技術的な専門家をお招きしましてそれぞれ評価をいただいて、その成果の進捗確認をいただいている状況でございます。

今後の方向性としましては、その後、まさに社会実装が完了するわけではないところがありますので、接続先、具体的には企業、自治体などにきちんと到達するようにこの事業をうまくつなげていくことだと理解しているところでございます。

そして、通し番号の63番に行きますと、事業分析表というところがありまして、ここに書いてある施策目標1、2は、先ほど申し上げた第6期の科学技術基本計画に目指している社会像を記載してございます。また、現状・課題についても冒頭に申し上げたとおりでございます。令和7年度に何をしましたかというところで「特に」以降で書いてありますけれども、SIPについて、ちょうど中間の年ということもございまして、先ほど申し上げたユーザーレビュー、ピアレビュー、それからステージゲートの専門家の方々に評価をいただいたというものでございます。

通し番号66まで飛んでいただきますと、それぞれの目標値に対する実績値を挙げさせていただきましたが、こちらは参考値として特許や論文出版数などを挙げさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げたとおりこの分野は各課題の外部環境も様々でございますし、事業がこれをもってすぐにサービス化、市場化というわけではないので、各専門家の評価をもってそれで実績値とさせていただいているところでございます。

BRIDGEについても同様の形で67ページにもそれぞれの評価委員会での評価を書かせていただいておりますけれども、総じて言いますと、おおむね皆さん良好だという評価をいただいているというものでございます。

ひとまずイノベーション施策のSIPは終わりでございます。

原子力の担当参事官、よろしくお願いいたします。

○井出参事官

内閣府の原子力政策担当の参事官をしています井出と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほどと資料がかぶってしまうのですが、まず61ページから御説明したいと思います。ロジックモデルでございますけれども、これの下部ですね。上が科学技術・イノベーションになっていて、下部が我々の原子力委員会になっています。

原子力委員会も内閣府に設置された8条機関でございまして、週に1回委員会を開催して、様々な専門家に来ていただいて情報収集をするとともに、定期的に長期的な計画、基本的な考え方と申しますけれども、こういったものを策定するのですとか、あるいは年に1回白書を策定して情報の集積や分析、その発信をしていると。

ここのインプットを見ていただきますと、我々は本当に会議を回して、情報を収集して、それをホームページなどに載せて、あるいは政策文書をつくるという会議費、委員の出張費、あるいは来ていただく専門家の方の出張費、そういったものが1億ほどインプットとして入っております。

そうしたインプットに対する活動実績（アウトプット）としましては、委員会の様々な原子力利用に関する検討などに関して情報公開をしていくということが1つございますので、現実的には毎週行っている原子力委員会の議事録ですね。あと、そこで収集した資料を公開しています。

さらに、アウトカム、インパクトにつきましては、利用に関する取組が国内・国際的に理解が進むことが1つのアウトカムだと思っています。ただ、言い訳するようであれですが、政策をいろいろな専門家の方に来ていただいて基本的な考え方、白書、そういった政策文書をつくっているということでございまして、それを具体的なアウトカムやインパクト、その施策の目標に落とし込んでいくのが難しいところではあるところでございます。

最後のインパクトとしては、原子力利用に関する行政の民主的な運営が確保されるというところでございまして、これは原子力基本法の中にも原子力は民主、自主、公開と、完全に公開をして民主的にやっていきたいと思いますというところがございしますので、なるべく皆さんに御理解をいただくところが1つの大きなポイントかと思っております。

ちょっと戻りますけれども、アウトカムの理解が進むというところで一番下を見ていただきますと、原子力委員会のウェブサイトのアクセス件数を1つの指標としているところでございます。

62ページに行っていただきまして、こちらは政策の評価書でございますけれども、先ほど申しましたように委員会の開催や情報収集・分析をするということで、今回の5年の当初、令和2年度が約70万件のサイトのアクセス数がございましたというところで分析をいたしまして、適切な周知、情報発信などを実施した結果、理解増進にある程度役に立てたかと。それ以外の観点も非常に大きいのですが、我々としてもできることはやってきたと考えております。

今後の方向性として、現状・取組の全体像について国民の方々に説明責任を果たすということと、目標・測定指標を設定して原子力利用に関する取組の理解増進を図っていくということにしております。

少し飛ばしていただいて64ページ、こちら国内・国際的な理解が進むということを目指してございまして、課題として、脱炭素技術における原子力の最大限の利用が

求められる中、それだけではなくて放射線の利用なども期待されていると。ただ、原子力に関しては特に核拡散へのリスクに係る懸念が高いという状況もございまして、国民からの関心が非常に高いところがございます。

7年度の実績といたしまして、これも例年同じなのですけれども、有識者からの意見聴取や現場調査、視察に委員に行っていただいて最新の知見を入手しているということで、様々な政策課題について見解を示すですとか、決定をしていくということで、そういった全体を取りまとめた白書のようなものを今年はいよいよ先日発刊しています。

また、国際的にも国際原子力機関（IAEA）、これはウィーンにございますけれども、こちらに毎年委員長が出席いたしまして、様々な情報発信もいたしますし、いろいろな情報も収集してくると。加えて、アジアの13か国を取りまとめて原子力に関するフォーラムを主催しておりまして、アジアの国々はまだ原子力はなかなか発展していない部分がございますので、こういったところと協力をして会議を進めていっているということで、情報収集や意見交換をしております。

最後でございますけれども、69ページ、ここで指標としてウェブのアクセス件数ということで、理解増進を図る主要なツールとしてウェブを使って様々な情報発信をしていると。具体的には毎週開催している原子力委員会の資料ですとか、あるいはそこでのやり取りを載せているというところがございます、令和3年から見ていただくと幸い右肩上がり、昨年度、令和7年度は非常に大きく増えているのですけれども、これは我々の力だけではなくて原子力全体に今、非常に注目が集まっているということを反映していると理解しておりますけれども、一方で、我々もそのためにいろいろな努力をしてきたというところもカウントされているのではないかと考えています。

70ページ、今度は議事録の公開というところでございまして、こちらは先ほどのアウトプットの指標として議事録の公開件数ということで、これは増える減るというよりは毎年ちゃんと基本的には週に1回会議を開催いたしまして、その会議の結果あるいは資料を公開しているということでございます。

最後でございますけれども、73ページになりますが、こちらは実績が左側に書いてございまして、原子力委員会における有識者からの意見の聴取や現場の調査をしてきたということで、国内・国際における理解増進を進めてきたというところでございます。また、国内で原子力白書を発刊したりですとか、国際的にはIAEAやFNCAに参加して情報収集、意見交換などを行ってきたというところです。

右側の評価結果でございますけれども、対象期間におきましてウェブサイトのアクセス件数が70万件から170万件ということで、これは本当に我々だけの努力ではなくて原子力に非常に注目が集まっているというところを反映している結果だと思っておりますけれども、我々としての様々な努力もこの中には含まれているのではないかとということで、それ以外にもレイアウトを工夫するなど見せ方を工夫して理解増進を図ってきたというところがございます。

御説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

2点伺います。

1点目は、科学技術・イノベーション施策全体についてなのですが、SIPあるいはBRIDGEの中で社会実装まで至った事例と、もう一方でアウトプット中心にとどまっているものと両方あると思うのですが、基本的なことをお伺いしたいのですが、大体のざっくりとした割合みたいなものはどこから読み取れるのでしょうか。教えていただければありがたいです。

もう一点は、原子力委員会の情報発信についてです。指標としてはウェブサイトのアクセス件数というものがある、5年間の実績が出ているのですが、アウトカムとしては理解の増進と書いてあるわけですね。そうすると、先ほど令和7年度はアクセス件数が増えている注目が集まっているということでしたけれども、その次のステップ、理解の変化についても一定程度何か手応えがあるか見ていらっしゃるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○白石座長

では、お答えをお願いいたします。

○岡崎企画官

それでは、佐藤委員から御質問いただいた1つ目の質問について、SIP・BRIDGEの総括の私、岡崎から回答させていただきます。

まず、実際に社会実装に至った事例というところで行きますと、これはこの時期の話ではなくて第1期の話になってしまいますけれども、SIPでアンモニアネーションによる発電技術の開発、ただ、これもまだ社会実装を目指すところなのでこれからということなのですが、もう一つは第2期で行きますと、例えば国家レジリエンス、防災・減災の中で、実際にこれまで線状降水帯に対して発生を自動検出する革新技術は開発されていなかったのですが、第2期のSIPの中で開発をさせていただいて、気象庁の顕著な大雨に関する気象情報へ社会実装ができたという事例になってくるかと思います。

一方で、至っていない、アウトプットに至っている事例としましては、先ほど申し上げ

た第1期の話なのですけれども、アンモニアネーションによる発電技術、こちらについてはSIPのこの5年間で技術開発を進めていたのですけれども、商用化という意味ではまだ2030年度前半の商用化を目指すとはしておりますけれども、具体的な市場化までは至っていない事例かと存じ上げます。

こういったものの割合が一体どれくらいなのかといったことにつきましては、現状手元ではそういった集計は取っておりませんが、これから例えば第2期につきましては追跡評価、これは第2期のSIPに関してだけでございますけれども、令和8年度、今年度中に行っていきたいと思っております、その際には委員の指摘があったようにどれくらいの案件が実際に社会実装に至ったのか、どれくらいの案件がアウトプットにとどまっているのかというところもある程度把握できる範囲で集計を取っていければと考えてございます。

○白石座長

続けて、2点目、情報発信ですね。原子力委員会、お願いいたします。

○井出参事官

原子力委員会の井出でございます。ありがとうございます。

先ほど先生がおっしゃいました令和7年度は非常にアクセスが増えているということで、かなり倍近くになっていると。こちらは御存じかもしれないですけれども、原子力は非常に今、注目を集めておりまして、我々ではないですけれども、我々が大きな方針を示して、内閣府でございますので、その下に例えばエネルギーですと経済産業省がございまして、研究開発ですと文部科学省がございまして、そういった中で経済産業省がエネルギー基本計画というものをつくっております、こういったものでこれまで原子力の依存度をあまり高めないという話がございましたけれども、去年そこが大きく転換をいたしまして、原子力をしっかり重点的にやっていまいしょうというお話になっていると。この背景としては、AIなども含めて、データセンターも含めて、非常に電力の需要が高まっているところもございしますので、こういった大きな流れの中で非常に大きくアクセス件数も変わってきているのではないかとこのところがございます。

先生が先ほどおっしゃったような中身はどうなのかというところで、我々のホームページのアクセスに関しては、実はその中で分析できることはそんなに多くはなくて、どのようなところからアクセスしているとか、大体どのような人がアクセスしているかというぐらいしかなかなか分からないのですけれども、一方で、原子力委員会ではいろいろな機関がいろいろなアンケートを独自に行っている、そういう集計をヒアリングで聞くなどしておりますので、そういう意味では事故があった後から比べると大分前向きになってきたかというところは、そういった結果を見ますと考えているところがございます。

○佐藤（徹）委員

1点目は、ぜひおっしゃったように追跡調査等をして把握していただければと思います。

2点目は、そういった理解度に関する調査データがあるのでしたら、それを基にアクセス件数だけではなくて本当の次のステージのアウトカムの指標を設定してみるというのでもいいのかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○白石座長

伊藤委員、手を挙げておられますね。よろしくお願いします。

○伊藤委員

ありがとうございます。

原子力委員会に1点質問というよりもコメントですけれども、基本的にアクセス件数ということで今回の評価期間は実績値を評価しているということなのですが、今、原子力委員会のホームページを拝見しますと、例えばメールマガジンを発行していらして、既に497号まで出ています。それは恐らく登録者数は分かるわけですし、場合によってはもしかしたら属性まで分かるかもしれないということですから、次の評価期間の指標を考えるときに参考にしていただければと思うのですけれども、例えば原子力委員会のそういったメールマガジンのようなものに関心を持っている層が広がっているとか、あるいは今まで登録していなかった層が登録するようになったとか、いろいろなデータが得られると思いますので、それを含めてもう少し活動と、実際に今、発信しているツールとの関係を整理したほうがいいのかと個人的には思ったということです。

○白石座長

○井出参事官

ありがとうございます。

そういう意味では、確かにメールマガジンもそうですし、X、我々としても発信をホームページだけではなくて若者に届くようになるべくいろいろな手段を使って考えています。なかなか件数が伸びないところはございますけれども、確かにそういうところでもいろいろな分析方法はございますでしょうし、ホームページも例えばどのホームページをどれぐらい見られたかとか、同じ人がどれぐらい見ているかとか、そういった分析はある程度できるようになっておりますので、そういう分析をしながらこの先どうしていけばいいかを考えているところでございます。例えば世の中の的に原子力の大きな波、ニュースがあったようなときにはかなり伸びているとか、あるいはある外国からアクセスが伸びるとか、そういったことはある程度それを見ると分かるようになっていきます。

○白石座長

お答えをありがとうございました。

それでは、科学技術・イノベーション担当からのヒアリング、以上で終了いたします。
御説明ありがとうございました。

○岡崎企画官

ありがとうございました。

○白石座長

以上、ヒアリングは終了いたしましたけれども、改めまして今回の議事全般についてほかに御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、各委員の先生方から様々な御意見、御質問もいただいております。御質問は未回答部分もあるのですが、御質問に関しては適宜委員に回答いただくことにしまして、当懇談会としての意見等の取扱いにつきましては座長の私に御一任いただき、事務局と相談して修正をしていくということにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了いたします。

事務局にお返しいたします。

○石川課長

白石座長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、本日は長時間にわたる熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

次回の懇談会は7月22日水曜日に開催し、ロジックモデルについて御議論いただく予定としております。詳細については追って御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の懇談会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。